

大阪市条例第26号

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例（令和5年大阪市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1) 略〕 (2) 金融系外国企業等 本市の区域内において資産運用業等を営み、又は営もうとする法人（法第294条第1項第5号に規定する個人及び同条第8項の規定により法人とみなされるものを含む。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 法第292条第1項第3号イに規定する内国法人であって、次のいずれにも該当するもの (ア) この条例の施行の日以後に本市の <u>区域内に本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「本店等」という。）を有するものとして新たに設立されたこと</u> (イ) 設立の日以後本市の区域内に <u>本店</u>	(定義) 第2条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 〔同左〕 ア 〔同左〕 (ア) この条例の施行の日以後に <u>設立されたこと</u> (イ) 設立の日以後本市の区域内に <u>事務</u>

等を継続して有していること（当該本店等を有することが会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿又はこれに準ずるもの（以下「登記事項証明書等」という。）で確認することができる場合に限る。）

〔ウ〕 略〕

イ 法第292条第1項第3号ロに規定する外国法人であって、次のいずれにも該当するもの

（ア） この条例の施行の日以後に新たに本市の区域内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置していること（当該事務所等の設置の日より前に法の施行地に事務所等を設置していたことがある場合を除く。）

〔イ〕 略〕

〔3〕 略〕

（事業計画の認定）

第3条 金融系外国企業等は、その営もうとする資産運用業等に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを令和10年3月31日までに市長に提出して、その事業計画が適当である旨の認定の申請をすることができる。

〔2～6 略〕

所又は事業所（以下「事務所等」という。）を継続して有していること（当該事務所等を有することが会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿又はこれに準ずるもの（以下「登記事項証明書等」という。）で確認することができる場合に限る。）

〔ウ〕 同左〕

イ 〔同左〕

（ア） この条例の施行の日以後に新たに本市の区域内に事務所等を設置していること（当該事務所等の設置の日より前に法の施行地に事務所等を設置していたことがある場合を除く。）

〔イ〕 同左〕

〔3〕 同左〕

（事業計画の認定）

第3条 金融系外国企業等は、その営もうとする資産運用業等に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを令和8年3月31日までに市長に提出して、その事業計画が適当である旨の認定の申請をすることができる。

〔2～6 同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。